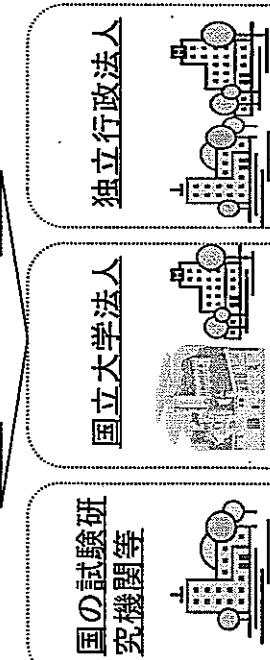


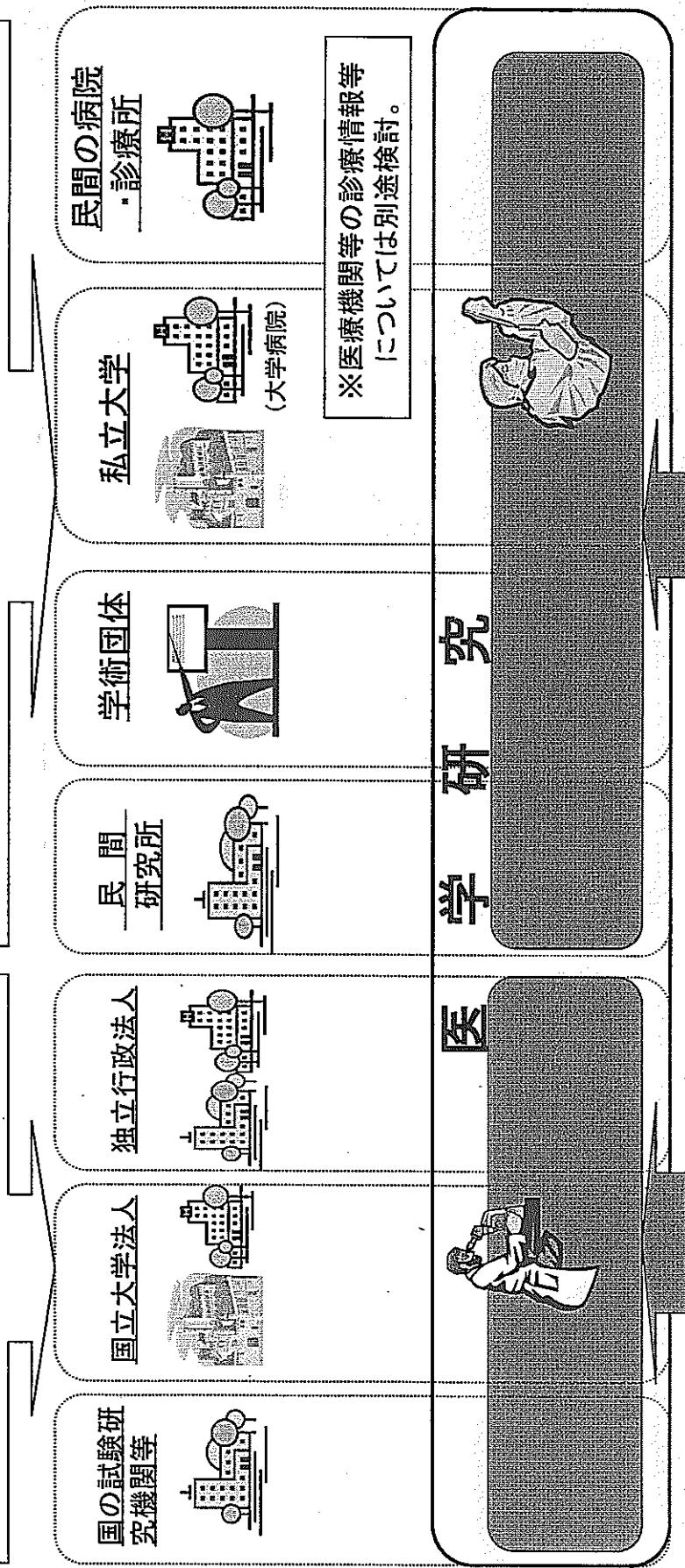
個人情報保護法の適用除外について(イメージ)

(注)この図は、法の適用関係を分かりやすく示すため、簡潔に記載しており、厳密性に欠ける点もある。

行政機関個人情報保護法 独立行政法人個人情報保護法



個人情報保護法



目的外利用制限や個人情報の保有通知の適用除外(行政8, 10, 11条、独法9, 11条)
学術研究目的での個人情報ファイルの作成・使用については①目的外利用の制限、②個人情報ファイルの保有の通知・公表に関する規定は適用除外となる。

※地方公共団体が設置する機関(公立研究所、公立病院等)については、各地方公団体において、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策が講じられることとなる。

適用除外規定(法第50条)

「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合については、個人情報保護取扱事業者の義務等の規定は適用除外。個人情報保護のための必要な措置を自ら講じ、内容を公表する努力義務。